

職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和元年10月25日（金）

局側：環境局長他

組合側：市従環境事業支部支部長他

（局側）

ただいまから、さる、令和元年10月18日大阪市従業員労働組合環境事業支部から自治労現業統一闘争に関する申入れをお受けしました要求項目につきまして、先に確認したとおり、1点目・2点目・3点目・4点目・5点目・7点目・8点目を交渉事項として取り扱うこととし、当局としての回答をお示しいたします。

《局側から組合側へ 回答文書手交》

回答に先立ちまして、私から、一言、申し上げます。

台風19号の豪雨により、東日本の各地域において、河川が氾濫し、多くの市民のみなさまが被災されておられます。本市としても関係先の要請に基づき、長野県長野市へ災害支援を実施するため、29日火曜日に職員を派遣いたします。職員の派遣については、勤務労働条件に係わる事項が多いことから、都度の協議をお願いしたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、各要求項目につきまして、回答いたします。

まず、1点目・2点目の項目ですが、この間の経過も踏まえ、回答することとします。

家庭系ごみ収集輸送事業については、平成24年6月に開催された第14回府市統合本部会議の議論を経て、家庭系ごみ収集輸送事業の民間化と現業職員の非公務員化の検討を進めてきましたが、その中でいくつかの課題が明らかになり、とりわけ、市会においては、

『災害時の対応など市民サービスへの影響の検証が不十分』

『経費削減効果という観点から、給与保障を前提とする技能職員の転籍の手法は、退職不補充の手法に比べて、消費税の影響により経費増となる』

ことなどが指摘されたところです。

課題解決に向けての検討については、当初方針案では、かえって消費税の影響によりコスト増となる一方、技能職員の退職不補充の進め方では、経営形態の見直しによる改革が進まないことから、改革の主眼である事務事業のさらなる効率化と行政コストの一層の削減という視点に立ち返り、それを実現するための最適案の検討を行うこ

としました。

民間事業者への委託については、引き続き、技能職員の退職不補充により順次拡大するとともに、直営による事業運営にあたっては、大規模災害時対応も含め、市民サービスの向上や、徹底した効率化によって、経営形態の見直しと同等以上の効率化をめざした「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」を平成29年6月に策定いたしました。

貴支部へは、平成29年7月12日に『家庭系ごみ収集輸送事業改革プランに係る技能職員の勤務労働条件について』を提案し、改革プランへの協力及び勤務労働条件の変更を伴う事項についての協議依頼を行ったところです。

各取組みの達成状況については、関係先に報告した後に、別の場で、報告することといたしますが、事故発生件数の減や定数152名を削減するなど、成果をあげることができたと考えているところです。

今後、新たな改革に向け、種々検討を進めていくこととなりますが、この間の経過を踏まえ、勤務労働条件に係わる事項については、協議をお願いしたいと考えています。

次に、焼却処理処分事業については、平成27年度に大阪市・八尾市・松原市環境施設組合へ、事業移管し、移管時の協議では、誠実に対応いただいた点について、改めてお礼申し上げます。環境施設組合については、守口市の加入が決定し、令和元年10月1日に『大阪広域環境施設組合』へと名称変更を行いました。引き続き、安定搬入を図り、引き続き、収集輸送事業と焼却処理処分事業の一体的な対応を十分に踏まえ連携を図ってまいります。

3点目の項目について、回答いたします。この間、「雇用と年金の接続」を図るため、大阪市再任用制度要綱に基づき、退職前の勤務成績が良好であり、任用する職の職務遂行に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行できると認められる者の中から、選考によりフルタイムによる再任用を実施しており、引き続き、業務実態等をふまえ、対応してまいります。

4点目の項目についてですが、2級昇格については、「市政改革プラン2.0」の方針に基づき職員数の削減に取り組む一方で、市民ニーズが複雑・多様化していることに伴い、業務主任の負担が増えているという現状を踏まえ、2級班員として、業務主任を補佐する役割等を担い、現業管理体制を強化し、さらなる市民サービスの向上を図ることを目的に、昇格選考を現在、実施しているところです。なお、昇格制度については、「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりません。転任制度とあわせ、要求内容については、関係先に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、5点目の項目についてですが、災害対策としては、発災直後から、環境事業

センターがコントロールタワーとなって、一時的に増量すると見込まれる粗大ごみ等を含めた生活ごみ・避難所ごみに対応できる収集体制を確保することは必要不可欠であると考えています。災害発生時での対応は、時間外勤務や休日勤務が想定されますが、職員の過重労働による健康障害を防止するためにも、勤務時間の割り振り変更や時間外勤務時間数の適切な管理等の対応が求められます。いずれの諸課題についても、引き続きの検討が必要と考えており、今後、より一層、地域・区役所と連携した取り組みを進めてまいります。

7点目の項目について回答します。公務災害の未然防止や再発防止の観点から、災害状況の把握や原因究明は非常に重要であり、これまでから環境局安全衛生委員会において意見交換を実施するとともに、安全衛生について、職員に対し積極的な周知に努めているところです。

さらに、公務上の交通事故防止対策の充実・強化も非常に重要な課題であり、引き続き運行管理システム等も有効活用しながら、交通事故の防止と運転マナーの向上に努めてまいります。

次に、本年度より、労働基準法の改正により5日間の年次休暇の取得義務、時間外勤務の上限設定など労働環境は変化しており、局として、職員の労働環境・ワークライフバランスの推進は重要と考えており、主体的に対応してまいります。

令和元年9月末日時点の技能職員一人あたりの年次休暇取得日数は、4.1日、なお、昨年度は4.6日となっております。夏季特別休暇取得日数は、4.9日、昨年度と同様となっております。

8点目の項目についてですが、この間、貴支部より職員の作業負荷を軽減する観点からも被服の改善要求をお受けし、必要性を精査のうえ、改善に努めてきたところです。引き続き、必要な改善に努めてまいりたいと考えております。備蓄についても、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

(組合側)

ただいま、自治労現業統一闘争にかかる要求に対する回答がなされたところであります。今、示された回答の内容のうち、労働組合との協議事項については、当局としての考え方が示されたものと認識するところであります。

しかしながら、さる5月20日に申し入れを行った項目すべてについての回答がなされていないから、それらの課題について、私たちとしては、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。また、私たちの問題意識については、5月20日、10月18日に申し入れた「自治労現業統一闘争に関する要求」の内容のとおりでありますから、引き続き問題の解決に向け、当局としても努力されるよう求め、職従協議会としての現時点の認識を述べたいと思います。

私たちとしては、取り巻く状況に適切に対応し、きめの細かい作業を実施すべく、定曜日・定時収集の実施や、全国に先駆けて取り組んだふれあい作業やふれあい安心パトロール等、自治体の礎として実績を積み上げてきました。

宮城県石巻市、熊本県熊本市、岡山県倉敷市災害支援、平成30年度の台風21号における災害ごみの対応においては、組合員一人ひとりが、環境局の職員として、市民生活を守るという強い使命感を持ったうえで、この間、「直営」で培った経験とノウハウを活かし、「直営」の強みを、発揮しきったからこそ、迅速な対応に繋がり、成果を挙げてきたものと考えています。

『長野県長野市』への災害支援にかかる職員の派遣が決定したとのことでありますが、被害状況からも復興支援の必要性は十分に理解しています。これまでの災害支援と同様に、私たちの直営の強みである、機動性やこれまでの経験、知識、ノウハウを発揮し、復興の一助になるべきと考えており、労働組合としても協力してまいります。

局業務の輻輳も想定されますが、こういう時こそ、労使協議を適切かつタイムリーに行うことで、現地での安全衛生や勤務労働条件について万全を期することができ、現地で業務に従事する組合員が、十分なパフォーマンスを発揮できるものと考えていますから、この場で、引き続きの協議及び情報提供を求めておきます。

次に、当局より、改革プラン策定にいたる経過もふまえ、取り組み状況についての局としての認識を述べられましたが、我々はこの間、市民サービスの向上は当然のことながら、組合員の雇用の確保と生活と権利を守る立場から、改革プランの達成に向け、協力してきたところです。我々は、家庭系ごみ収集輸送事業は、災害時での対応をはじめ公共関与が必要な事業であると考えていますから、引き続き「直営」を基本とすることを求めるとともに、今後の廃棄物行政は、コスト論のみ議論ではなく、市民の生活環境を守るという観点も踏まえた総合的な検討を引き続き行うよう求めておきます。

次に、労使協議について述べたいと思います。諸課題解決に向けては、労働組合、職制相互の協力により乗り越えるべきと認識しておりますが、労使の信頼関係がなければ、成り立つものではないと考えています。

労働組合としては、その信頼関係を構築するには、組合員の勤務労働条件に係る事項や密接に関連する事項について、職制として労使協議、情報提供を尽くすこと、労働組合としてもおかれている状況を認識し、是々非々の協議を行うことで成立するものと考えますから、平時であっても、緊急時であっても、誠意をもって、協議を行うよう求めておきます。

については、新たな改革を進めるにあたり、組合員の勤務労働条件に係わる事項については、協議・情報提供を行うよう求めておきます。

労働安全衛生やワークライフバランスの推進についてですが、組合員の平均年齢

は、新規採用の凍結等により50歳を超え、また、猛暑日の増加、車両積載量の増に伴う、1台あたりの収集量の増等、作業環境は年々厳しくなっていると言わざるをえません。そうした中、引き続き、直営での強みを発揮していかなければなりませんから、組合員が、健康で業務に従事できるよう、被服、職場環境等、引き続き、改善に向けた協議を求めるとともに、作業遅延の解消、年次休暇の取得の促進について局として主体性を持って取り組むことを要請しておきます。

作業遅延について、一言申しあげます。作業遅延解消に向け、事業管理課が中心となり、精力的に取り組んでいただいていることは、十分認識しているところですが、焼却工場の故障等に伴う搬入変更で、一部の工場に搬入が集中し、輻輳する事態が発生しています。そうした中、守口市の環境施設組合加入に伴い、現状以上の輻輳が発生しないよう、局として、十二分に環境施設組合と連携し、対応するよう求めておきます。

最後になりますが、職従協議会として、引き続き、大阪市における廃棄物行政のあり方や、新たな廃棄物行政の確立に向けた取り組みを強めることとしますが、当局としても、行政責任のもと、ごみの収集と処理の一体的対応を積極的に取り組まれるとともに、組合員の仕事に対するやりがいや、やる気を失わせないように、適切な処遇・労働環境の確保等について努力を重ねられるよう、強く要請しておきたいと思えます。

なお、この時期をもって全ての事項を解決することには成りませんが、現時点での大綱的な判断を行うこととし、本日以降の精力的な取り組みと交渉・協議を重ね、誠意をもって対応されるよう改めて要請するとともに、本日までの局回答を基本的に了承することとします。

この現業統一闘争については市従本部指令に基づく行動でありますから、以降の取り扱いについてもそれに基づくものとなることを、あらためて申しあげたいと思います。

(局側)

以上で、本日の交渉を終了します。